

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討案件：6－(3) 自己情報開示請求等の対応（開示請求等における代理請求について）

該当条項	・ 条 例（第17条2項、第27条第2項及び第34条第2項） ・ 改正法（第76条2項、第90条第2項及び第98条第2項）
条例規定の許容範囲	許容される（本人の意思確認手続きについて） 許容されない（開示請求権等を限定することについて）
検討結果	法や事務対応ガイドに基づき対応することで、請求者の権利利益の侵害を防止するための適正な対応が可能である。

1. 条例と改正法の内容の比較

法と条例の比較	条例	<p>規定の概要：</p> <p>条例第17条第1項では、何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる、と規定している。</p> <p>条例第17条第2項では、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。以下同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示の請求」という。）をすることができる、と規定している。</p> <p>※保有特定個人情報・・・実施機関が保有する個人情報であって、マイナンバーをその内容に含むもの。</p>
	改正法	<p>規定の概要：</p> <p>法第76条第1項では、何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる、と規定している。</p> <p>法第76条第2項では、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる、と規定している。</p>
比較結果	<p>○ 条例では、保有特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）に係る開示請求等を除き、開示請求権を本人及び未成年又は成年被後見人の法定代理人に限っており、任意代理人による代理請求を認めていない。</p> <p>○ 法では、本人及び法定代理人に加え、任意代理人による代理請求を認めている。</p>	

2. 対応の検討

検討の方向性	<p>条例では（保有特定個人情報を除き）認めていなかった、開示請求等に係る任意代理人による代理請求について、法の規定により認められるようになるため、請求者の権利利益の侵害を防ぐための適正な運用等を検討する。</p>
検討事項	<p>検討事項1：請求者の権利利益の侵害を防ぐための適正な運用等について</p> <p>1. 条例及び法における考え方</p> <p>条例では、開示請求等を行うことができる者について、本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益に乏しく、また、広く代理請求を認めることは、本人の保護に欠けるおそれがあるとして、未成年又は成年被後見人の法定代理人に限って代理請求を認めている。（なお、保有特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）に係る開示請求等にあっては、任意代理人による代理請求を認めている。）</p> <p>法では、任意代理人による代理請求を認めることは本人による開示等請求をより容易ならしめ、ひいては本人の権利利益の保護につながるものと考え方に基づき、任意代理人による代理請求を認めている。</p> <p>なお、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が規律する公的部門においては、令和3年の個人情報保護法の改正により、任意代理人による代理請求が認められているほか、個人情報の保護に関する法律が規律する民間部門においても、従来より任意代理人による代理請求が認められている。</p> <p>2. 国が示す任意代理人に関する条例規定</p> <p>国からは、次のとおり示されている。</p> <p>① 任意代理人を限定し、要件を狭めることについて、「任意代理人による開示請求を広げていくこととのバランスの問題であるため、ガイドラインで示していく方針である。対象者で絞るのか、確認方法で絞るのか、いくつかの方法が考えられると思われる。もともと、開示請求の範囲を広げるとの判断は法律レベルで行われており、これに反する定めはできない。（B日程（7月5日）個人情報の保護に関する法律の改正等に関する説明会QA一覧）」とあり、任意代理人を限定し、要件を狭めることについて条例規定は許容されない。</p> <p>② 任意代理人からの開示請求について本人の意思確認の手続きを補充することについて、「なりすまし等による開示等請求制度の悪用を防止する観点から、任意代理人の資格を確認することは重要であり、必要に</p>

応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認することは妨げられません。また、法第 108 条に規定する開示の手續に関する事項としてこれを認める法施行条例の規定を設けることも妨げられません。」(個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編))とあり、任意代理人からの開示請求について本人の意思確認の手續きを補充することについて条例規定は許容される。

3. 法で規定される本人確認及び代理権限の確認について

改正法施行令第2条に次のとおり規定されていることから、これに基づき適切に本人確認を行い、必要に応じて委任状その他その資格を確認する書類の確認を求める等、代理権限の確認を行うこととする。

個人情報保護法施行令

第2条

1 開示請求をする者は、行政機関の長等(法第126条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第25条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

2 (略)

3 法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

4. 本人確認及び本人の代理権限の確認の補充について

本人以外の者からのなりすましによる請求や本人の意思に反する請求に対

する保有個人情報の開示等を防止するためには、代理人による代理請求があった場合において、本人確認及び本人の代理権限について厳格に確認を行う必要があると考える。

国は、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」で次のとおり示している。

なりすましや利益相反の防止といった観点からは、任意代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うほか、代理人の資格について、必要に応じて、委任状その他その資格を確認する書類の確認を補充するものとして代理人の資格の確認のための行為を積み重ねることが重要である。また、開示の方法を工夫することなどと合わせて、本人の権利利益を損なうことのないよう対応することが必要である。

【本人確認の対応の例】

事例1) 請求者(任意代理人)の本人確認において、顔写真付きの本人確認書類を求め、請求者が任意代理人本人であることを確認する。

事例2) 請求者(任意代理人)の本人確認において、顔写真付の本人確認書類の提出がない場合において、複数の本人確認書類の提出を求めることにより、請求者が任意代理人本人であることを確認する。

【なりすましや利益相反の防止のための対応の例】

事例1) 請求を受けた後に、電話により請求者本人を話し口に呼び出し、口頭で委任の事実を確認する。

事例2) 請求の対象となっている本人の住所地にある地方公共団体に対して、当該本人が住民基本台帳制度におけるドメスティックバイオレンス等の被害者の保護のための支援措置の対象となっていないかを照会するなどし、請求者(任意代理人)との関係について確認する(※)。

事例3) 請求者(任意代理人)又は請求の対象となっている個人情報に係る本人の了解を得て、当該本人限定受取による郵便物として送付する。

(※) ただし、不必要に個人情報を取得することは避ける必要があり、また、支援措置に係る情報については慎重な取扱いが必要である。なお、支援措置の対象であるか否かについて照会を受けた地方公共団体においても、支援措置の対象の該否に係る情報の提供が可能か否かを判断することが必要となるため、その判断如何によっては該否の確認ができないことがあり得る点に留意が必要である。

5. 検討の結果

	<p>請求者の権利利益の侵害を防止するための対応について、代理人による代理請求にあつては、本人確認及び代理権限の確認に関する基本的なルールとして、法第76条及び政令第21条第3項において、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類の提示又は提出が義務付けられている。</p> <p>また、国のガイドライン及び事務対応ガイドにおいて、なりすましや利益相反の防止のための運用の具体例が示されている。</p> <p>以上、法や事務対応ガイドに基づき対応することで、請求者の権利利益の侵害を防止するための適正な対応が可能であると考えます。</p>
条例規定の必要性	不要
茅ヶ崎市における対応の方向性 (検討事項の結論)	<p>「検討事項1：請求者の権利利益の侵害を防ぐための適正な運用等について」の結論</p> <p>請求者の権利利益の侵害を防止するための対応について、代理人による代理請求にあつては、本人確認及び代理権限の確認に関する基本的なルールとして、法第76条及び政令第21条第3項において、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類の提示又は提出が義務付けられている。</p> <p>また、国のガイドライン及び事務対応ガイドにおいて、なりすましや利益相反の防止のための運用の具体例が示されている。</p> <p>上記のことから、代理請求に係る本人の意思を確認する手続きについて、条例規定は設けず、法や国のガイドライン及び事務対応ガイドに基づき具体的な対応方法を検討することとする。</p> <p>また、新たに任意代理人による代理請求が認められるようになるため、任意代理人からの請求について運用を整備する。</p>

3. 比較対象条文

個人情報保護に関する法律	<p>(開示請求権)</p> <p>第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>～略～</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>～略～</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節</p>
--------------	--

	及び第百二十七条において「利用停止請求」という。)をすることができる。 ～略～
茅ヶ崎市個人情報保護条例	(保有個人情報の開示請求権) ～略～ 第十七条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。以下同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示の請求」という。）をすることができる。 ～略～ (保有個人情報の訂正請求権) 第二十七条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実と異があると認めるときは、その訂正（削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。 2 第十七条第二項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正の請求」という。）について準用する。 ～略～ (保有個人情報の利用停止請求権) 第三十四条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。 (1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 ア 第六条の規定に違反して取り扱われているとき。 イ 第八条第一項から第四項までの規定に違反して収集されたものであるとき。 ウ 第九条第項及び第二項又は第九条の二の規定に違反して利用されているとき。 エ 番号法第二十条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。 オ 番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。 (2) 第九条第一項及び第二項、第九条の三又は第十条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止 (3) 第十六条の規定に違反して保存されているとき 当該保有個人情報の消去 2 第十七条第二項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用

	停止の請求」という。)について準用する。
--	----------------------

4. 参考資料

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）P. 42、P. 43～P. 44	7-1-1 開示請求の主体 開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が行うことが可能である。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下、特記のない限り「代理人」という。）による請求が認められている（法第76条第1項及び第2項）。 7-1-3 開示請求の手続 (2) 本人確認 開示請求をする者は、開示請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、開示請求者が本人であること（代理人による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない（法第77条第2項）。 本人確認に当たっては、原則として、開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている一定の書類であって、当該請求をする者が本人であることを確認するに足る書類等を提示し、又は提出しなければならない。代理人が開示請求を行う場合には、当該代理人は当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない（政令第22条第1項、第2項及び第3項）。
個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）P. 190～P. 192	6-1-2-2 本人確認 法第77条（第2項） (3) 任意代理人による開示請求の場合 ① 開示請求を行う任意代理人に対して、上記(1)に記載した事項に留意しながら、6-1-2-2【表1】（政令第22条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例））に従って、政令第22条第1項又は第2項に規定する任意代理人本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求め、任意代理人本人であることを確認するとともに、政令第22条第3項に規定する資格を証明する書類の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人（委任者）の任意代理人の資格を有することを確認する。 ② なりすましや利益相反の防止といった観点からは、任意代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うほか、代理人の資格について、必要に応じて、委任状その他その資格を確認する書類の確認を補充するものとして代理人の資格の確認のための行為を積み重ねることが重要である。また、開示の方法を工夫することなどと合わせて、本人の権利利益を損なうことのないよう対応することが必要である。 【本人確認の対応の例】

	<p>事例1) 請求者（任意代理人）の本人確認において、顔写真付きの本人確認書類を求め、請求者が任意代理人本人であることを確認する。</p> <p>事例2) 請求者（任意代理人）の本人確認において、顔写真付の本人確認書類の提出がない場合において、複数の本人確認書類の提出を求めることにより、請求者が任意代理人本人であることを確認する。</p> <p>【なりすましや利益相反の防止のための対応の例】</p> <p>事例1) 請求を受けた後に、電話により請求者本人を通話口呼び出し、口頭で委任の事実を確認する。</p> <p>事例2) 請求の対象となっている本人の住所地にある地方公共団体に対して、当該本人が住民基本台帳制度におけるドメスティックバイオレンス等の被害者の保護のための支援措置の対象となっていないかを照会するなどし、請求者（任意代理人）との関係について確認する（※）。</p> <p>事例3) 請求者（任意代理人）又は請求の対象となっている保有個人情報に係る本人の了解を得て、当該本人限定受取による郵便物として送付する。</p> <p>（※）ただし、不必要に個人情報を取得することは避ける必要があり、また、支援措置に係る情報については慎重な取扱いが必要である。なお、支援措置の対象であるか否かについて照会を受けた地方公共団体においても、支援措置の対象の該否に係る情報の提供が可能か否かを判断することが必要となるため、その判断如何によっては該否の確認ができないことがあり得る点に留意が必要である。</p> <p>③ オンラインによる開示請求の場合、上記①のうち任意代理人本人であることの確認については、電子証明書を利用してオンラインにより行うことができる（デジタル手続法施行規則第4条第2項。オンラインによる手続を行う場合の留意点は、6-1-2-1（開示請求書の内容の確認）も参照のこと。）。</p> <p>④ 開示請求を行う任意代理人に対して、開示を受ける前に任意代理人としての資格を喪失した場合には、政令第22条第4項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。また、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提出された書類等から、開示の実施が想定される日に任意代理人がその資格を喪失しているおそれがないかについて確認する。</p>
<p>個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）</p>	<p>5 開示、訂正及び利用停止</p> <p>5-3 本人確認等</p> <p>Q 5-3-3 任意代理人からの開示請求について、本人の意思を特に確認する必要があるときに、本人に対して確認書を送付し、返信をもって本人の意思を確認する手続をとることはできるか。また、これを認める法施行条例の規定を設けることはできるか。</p> <p>A 5-3-3 任意代理人による請求の 場合は、法定代理人による請求の場合と異なり本人から委任を受けていることが 要件となります。そのため、なりすまし等による 開示等請求制度の悪用を防止する観点から、任意代理</p>

	<p>人の資格を確認することは重要であり、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認することは妨げられません。また、法第108条に規定する開示の手続に関する事項としてこれを認める法施行条例の規定を設けることも妨げられません。</p>
<p>（B日程（7月5日） 個人情報の保護に関する法律の改正等に関する説明会Q A一覽）</p>	<p>Q 2 3 開示請求について任意代理人による請求が認められることになるが、自治体によっては、任意代理人を認めている場合であっても、本人の同意を得た親族や、弁護士等に限るなど、更に要件を狭めている例も見受けられる。改正法では、このような取扱いは考えられるか。それとも、委任状により本人からの委任が確認できれば差し支えないものとするのか。</p> <p>A 2 3 任意代理人による開示請求を広げていくこととのバランスの問題であるため、ガイドラインで示していく方針である。対象者で絞るのか、確認方法で絞るのか、いくつかの方法が考えられると思われる。もっとも、開示請求の範囲を広げるとの判断は法律レベルで行われており、これに反する定めはできない。</p>

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討案件：6－（4）自己情報開示請求等の対応（開示請求に係る費用について）

該当条項	・ 条例（第26条） ・ 改正法（第89条第2項）
条例規定の許容範囲	許容される。（手数料を従量課金制にすること又は無料にすることは可能）
市としての方向性	開示請求等に係る費用について検討する。

1. 条例と改正法の内容の比較

法と条例の比較	<p>規定の概要：</p> <p>条例第26条では、第24条第2項及び第3項の規定による開示をするに当たり、行政文書（複製したものを含む。）の写し等の交付を行う場合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする、と規定している。</p> <p>※第24条第2項及び第3項</p> <p>2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 文書又は図画に記録されている保有個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付</p> <p>(2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法</p> <p>3 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報の開示する場合であって、前項に規定する方法によると、当該保有個人情報が記録されている行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報が記録されている行政文書を複製したものにより開示をすることができる。</p>
	<p>本条の規定により請求者が負担する費用は、行政文書そのものの「写し等の作成に要する費用」及び「写し等の送付に要する費用」である。</p> <p>なお、行政文書その他のものの閲覧、視聴又は聴取に要する費用は、この条例の制定の趣旨及び目的から無料としている。（ちがさきの個人情報保護ハンドブック P.132より）</p> <p>費用の額は告示（平成28年茅ヶ崎市告示第70号（以下「告示第70号」という。）により定めている。</p> <p>【告示第70号抜粋】 茅ヶ崎市告示第70号 茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成28年茅ヶ崎市条例第10号）第26条に規定する行政文書（複製したものを含む。）の写し等の交付に要する費用を次のように定め、平成28年4月1日から施行します。 （略） 1 写し等の作成に要する費用の額</p>

種別	写し等の作成の方法	金額	規格
文書又は図画	電子複写機による白黒刷り	1枚につき10円	日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさ
	電子複写機によるカラー刷り	1枚につき20円	
	複写委託契約による複写	1枚につき当該委託契約で定める額	A3判を超える大きさ
電磁的記録	用紙への出力（白黒のものに限る。）	1枚につき10円	A3判以下の大きさ
	用紙への出力（カラーのものに限る。）	1枚につき20円	
	その他	実費相当額で市長が定める額	

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。

2 写し等の送付に要する費用の額

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第3項に規定する信書便物の送付に要する費用の額

【手数料について】
茅ヶ崎市手数料条例第5条第8号の規定により、個人情報開示に係る手数料を徴収していない。

改正法	<p>規定の概要：</p> <p>法第89条第2項では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない、と規定している。</p> <p>法第89条第3項では、前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない、と規定している。</p> <p>法第89条第1項では、行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない、と規定しており、政令第26条により、国における手数料の額を定めている。</p> <p>法施行令第26条では、次のとおり規定している。</p>
-----	--

	<p>開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 300円</p> <p>(2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 200円</p>
比較結果	<p>○ 条例では、開示請求に係る費用として、「写し等の作成に要する費用」及び「写し等の送付に要する費用」を「写し等の交付に要する費用」として、開示請求者の負担とすることとしている。</p> <p>○ 法では、開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされた。</p> <p>○ 国は従前から、開示請求に対する手数料を政令で定めており、行政文書1件あたり300円(200円)とされている。</p>

2. 対応の検討

検討の方向性	<p>開示請求に係る費用について、法第89条第2項において、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は条例で定めるところにより実費の範囲内において手数料を納めなければならないとされているところ、その額については地方公共団体が独自に規定することが許容されていることから、法改正後の本市における開示請求の費用について検討する。</p>
検討事項	<p>検討事項1：開示請求等にかかる開示手数料について</p> <p>1. 国が地方公共団体に対して示している考え方</p> <p>個人情報開示請求に係る手数料に関する規定の解釈について、国が地方公共団体に対して示している考え方は次のとおりである。</p> <p>ア 手数料の額について</p> <p>地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること(例えば、従量制とすること。)や手数料を徴収しないこととすること(手数料の額を無料とすること。)が可能である。(「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」より)</p> <p>また、地方公共団体における開示請求に係る手数料は、「実費の範囲内において条例で定める額」とされており(改正法89条第2項)、その額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされている(改正法89条第3項)。国と異なる手数料(※)とすることも可能だが、各地方公共団体において、法の趣旨を踏まえ、条例で適切に定める必要がある。(「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」より)</p>

(※) 国の行政機関における開示請求に係る手数料は、従前から、保有個人情報記録されている行政文書1件につき、オンラインによる請求の場合には200円、それ以外の場合には300円である。

イ 手数料の実費の内容について

地方公共団体が条例で定める手数料の実費の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用(通常郵便に加えて、本人限定受取郵便による場合の費用等も含む。)等の費用が含まれる。(「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」より)

ウ 手数料とは別に、写しの交付に要する費用を徴収することについて

コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能である。なお、改正法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関における開示請求の手数料は実費の範囲内において条例で定める額とされているところ、実費相当額を重複して徴収することがないよう留意する必要がある。(「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」より)

2. 市のこれまでの考え方

本市における個人情報保護制度の目的・趣旨は、市における個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することであり、自己情報の開示請求権や訂正請求権等を定めることにより、自己の個人情報について本来有する権利を保障するものであるとの考えにより運用されてきたものである。

この考えに基づき、開示請求等に係る費用のうち対応する人件費等については、本市における個人情報保護制度の発足当時から、開示請求者に負担を求めないこととしている。

一方で、受益者負担の観点から、直接的な経費として複写代と送料を「写し等の交付に要する費用」として利用者の負担としている。

3. 県内市町村の検討状況

令和4年3月31日時点における県内市町村の検討状況は次のとおりである。写し等の交付に要する費用を実費徴収として徴収しようとするか、従量制の手数料として徴収しようとするかの違いはあるものの、県内ではほぼ全ての自治体で、開示請求者の負担額は写し等の交付に要する費用のみとする方向で検討されている。なお、現時点では手数料に加えて写し等の交付に要する費用を徴収することを検討している自治体はない。

【開示請求に係る手数料について（県を含む県内34自治体中）】		
開示請求者の負担額は「写し等の交付に要する費用のみ」とする自治体	33自治体	
内訳	手数料は無料とし、写し等の交付に要する費用のみを実費徴収	29自治体
	写し等の交付に要する費用のみについて従量制の手数料として徴収	4自治体
開示請求者の負担額は「手数料に加え、写し等の交付に要する費用」とする自治体	0自治体	
検討中	1自治体	

4. 検討の方向性

改正法においても、開示請求制度における考え方は条例と同様であり、行政機関等が、保有の制限、適正な取得、正確性の確保など行政機関等における個人情報の取扱いに関する規律に従って、個人情報を適正に扱っているか、自己を本人とする個人情報の開示を請求することを権利として定めている。

国からは、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）が可能であること、開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することが可能であること、が示されており、法第89条第3項では、開示請求等の手数料について「できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」と規定されている。

県内市町村では、ほとんどの自治体で、写し等の交付に要する費用のみを徴収する方向で検討されている。

以上を踏まえ、本市における開示請求等に係る費用等について検討する。

検討事項2：写し等の交付に要する費用について

【本市が個人情報保護委員会に問い合わせた結果】

国から示されている考え方について「人件費等を含まない単なる写し等の交付にかかる実費相当額」を、

①手数料を減免した上で、実費徴収として徴収すること

②手数料として徴収すること

のいずれでも可能であると解釈して差し支えないかどうか個人情報保護委員会事務局に問い合わせたところ、差し支えない旨、回答があった。

したがって、「人件費等を含まない単なる写し等の交付にかかる実費相当額」

	を手数料として徴収すべきか、現行どおり告示で徴収すべきかについては各自治体の判断によるということになる。
条例規定の必要性	必要
茅ヶ崎市における対応の方向性（検討事項の結論）	<p>検討事項1：開示請求等にかかる開示手数料について</p> <p>本市における個人情報保護制度では、制度の目的・趣旨に鑑み、開示請求にあたる人件費等については開示請求者に負担を求めないこととしている一方、受益者負担の観点から、直接的な経費として複写代と送料を「写し等の交付に要する費用」として利用者の負担としている。</p> <p>改正法においても制度の目的・趣旨は変わるものでないことから、これまで手数料条例において徴収しないこととしている開示手数料については、改正法施行後も引き続き徴収しないこととする。</p> <p>検討事項2：写し等の交付に要する費用について</p> <p>制度改正後も、手数料を減免した上で写し等の交付に要する費用として実費徴収することは許容されることを個人情報保護委員会に確認していることから、開示請求にかかる写し等の交付に要する実費分については、これまでと同様、告示による実費徴収として徴収することとする。</p>

3. 比較対象条文

個人情報の保護に関する法律	<p>（手数料）</p> <p>第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</p>
個人情報の保護に関する法律施行令	<p>第26条</p> <p>1 法第89条第1項の規定により納付しなければならない手数料（第3項において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 300円</p> <p>(2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示</p>

	<p>請求をする場合 200 円</p> <p>2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなす。</p> <p>(1) 一の行政文書ファイル（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第2項第1号に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書</p>
茅ヶ崎市個人情報保護条例	<p>（開示の実施）</p> <p>第24条 実施機関は、第21条第1項の規定により開示の決定をしたときは、速やかに、当該保有個人情報の開示をするものとする。</p> <p>2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 文書又は図画に記録されている保有個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付</p> <p>(2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法</p> <p>3 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報の開示をする場合であって、前項に規定する方法によると、当該保有個人情報が記録されている行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報が記録されている行政文書を複写したものにより開示をすることができる。</p> <p>（費用負担）</p> <p>第26条 第24条第2項及び第3項の規定による開示をするに当たり、行政文書（複写したものを含む。）の写し等の交付を行う場合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p>
茅ヶ崎市手数料条例	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第27条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（手数料の減免）</p> <p>第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>（略）</p> <p>(8) 茅ヶ崎市個人情報保護条例(平成8年茅ヶ崎市条例第10号)第24条第1項及び第2項に規定する個人情報の開示に係るもの</p>

4. 参考資料

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（案）〔令和3年11月時点暫定版〕P49	<p>7-1-13 手数料 （略）</p> <p>地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定め、（略）により、実費の範囲内で、手数料を納めなければならない（法第89条）。</p> <p>地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。</p>
個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（案）〔令和3年11月時点暫定版〕P.237、P.238	<p>(2) 地方公共団体の機関に対する開示請求の場合</p> <p>手数料に関する考え方は、行政機関に関するものと基本的に同じだが、地方公共団体の機関においては、手数料の額は、実費（※1）の範囲内において条例で定めることとされている。</p> <p>実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料（※2）を定めることも許容される。また、条例において手数料の額を無料とすることも許容される（ガイドライン7-1-13（手数料）を参照のこと。）。</p> <p>（※1）「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用（通常郵便に加えて、本人限定受取郵便による場合の費用等も含む。）等の費用が含まれる。</p> <p>（※2）徴収の方法について、例えば、実際に保有個人情報を開示する時点で徴収することも考えられる。</p>
個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）（案）（令和3年11月時点暫定版）P.15、P.16	<p>Q5-7-1 開示請求の手数料は、国と異なる手数料を定めることは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p>地方公共団体における開示請求に係る手数料は、「実費の範囲内において条例で定める額」とされており（法第89条第2項）、その額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされています（法第89条第3項）。</p> <p>「実費」には、開示決定を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写しの作成経費などの実施に必要な経費が含まれます。</p> <p>国と異なる手数料とすることも可能ですが、各地方公共団体において、法の趣旨を踏まえ、条例で適切に定める必要があります。</p> <p>なお、地方公共団体の情報公開条例においては、法と異なり、従量制の開示（の実施）に係る手数料を徴収している例が見られるところ、実費の範囲内であれば、引き続き、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手</p>

	<p>数料を無料とすることも妨げられません。</p> <p>Q5-7-2 開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することはできるか。</p> <p>【回答】</p> <p>コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能です。なお、法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関における開示請求の手数料は実費の範囲内において条例で定める額とされているところ、実費相当額を重複して徴収することがないように留意する必要があります。</p> <p>Q5-7-3 開示請求に係る手数料について、条例で減免について規定することはできるか。</p> <p>【回答】</p> <p>地方公共団体の判断により、条例で手数料の減免について規定することは妨げられません。</p>
--	--

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討案件：7 行政機関等匿名加工情報制度について

該当条項	・条 例（該当の規定なし） ・改正法（第109条～第123条 附則第7条）
条例規定の許容範囲	許容される。（法第119条第3項及び第4項に規定される、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する際の手数料について）
検討結果	法施行日である、令和5年4月1日からの導入は行わないこととする。 今後、県や政令指定都市における動向を注視しつつ、制度導入について事例等を参考にするなど、関係課かいと検討を行う。

1. 条例と改正法の内容の比較

法と条例の比較	条例	規定の概要：規定なし。
	改正法	<p>規定の概要：</p> <p>○匿名加工情報とは 個人情報を、特定の個人が識別できないように加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいう。（法第2条第6項）</p> <p>○行政機関等匿名加工情報とは 個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。（法第60条第3項）</p> <p>法第109条第1項では、行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報を作成することができる、と規定している。</p> <p>法第111条では、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、次条第一項の提案を募集するものとする、と規定している。</p> <p>（第112条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。）</p> <p>附則第7条では、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第百十条及び第百十一条の規定の適用については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする、と規定している。</p>

比較結果	<p>○ 条例では、匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報に係る規定はない。</p> <p>○ 法では、行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成することができる、としており、定期的に、行政機関等匿名加工情報に関する提案を募集するものとする、とされている。</p> <p>○ 法では、行政機関等匿名加工情報の提供制度について、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関については、経過措置が設けられている。</p>
------	--

2. 対応の検討

検討の方向性	<p>現行条例では規定のなかった、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別できないように加工した匿名加工情報を民間事業者に提供する制度が、法改正により地方公共団体に導入されることとなった。</p> <p>この、行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入については、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関等については、附則第7条で経過措置が設けられていることから、本市における制度の導入について検討を行う。</p>
検討事項	<p>検討事項1：行政機関等匿名加工情報制度の導入について</p> <p>1. 匿名加工情報のイメージと利活用事例</p> <p>(1) 匿名加工情報のイメージ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>個人情報</p> <p>氏名：○○××</p> <p>33歳の男性</p> <p>4月1日（水）の19時32分</p> <p>神奈川県茅ヶ崎市のスーパー□□で</p> <p>食パンと紅茶とミートボールを購入</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>匿名加工情報</p> <p>氏名：（削除）</p> <p>30歳代の男性</p> <p>4月平日の18時～21時</p> <p>神奈川のスーパーマーケットで</p> <p>パン、飲料、総菜を購入</p> </div>

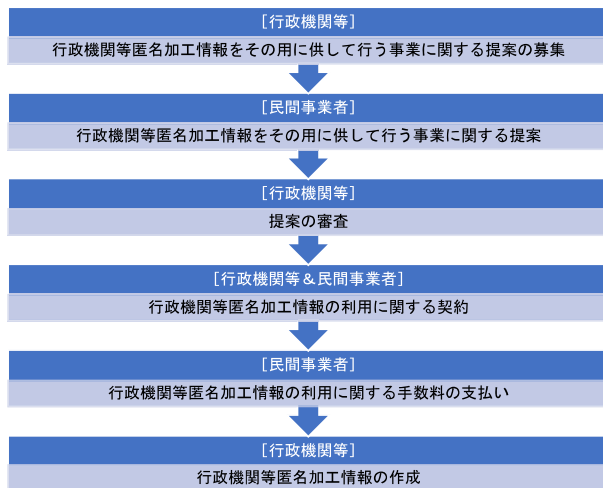
(2) 利活用事例

- ・ポイントカードの購買履歴や交通系 IC カードの乗降履歴等を複数の事業者間で分野横断的に利活用することにより、新たなサービスやイノベーションを生み出す可能性
- ・医療機関が保有する医療情報を活用した創薬・臨床分野の発展や、カーナビ等から収集される走行位置履歴等のプローブ情報を活用したより精緻な渋滞予測や天候情報の提供等により、国民生活全体の質の向上に寄与する可能性

(個人情報保護委員会H1Pより)

2. 行政機関等匿名加工情報の提供制度

行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等の流れ

**3. 現状**

(1) 匿名加工情報制度

民間事業者については、現行の個人情報保護法により匿名加工情報制度が導入されている。

(2) 非識別加工情報の提供制度

国の行政機関等については、平成28年の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正により、非識別加工情報の提供制度が導入されている。

4. 県内市町村の検討状況

県内市町村情報公開・個人情報保護制度研究会（令和4年1月25日）による県内市町村の検討状況は次のとおり。

【匿名加工情報の提供制度の導入について（県を含む県内市町村34自治体中）】

制度を実施する	4自治体
制度は実施しない	28自治体
検討中	2自治体

※「実施する」と回答した自治体は、経過措置の適用のない県及び政令指定都市。

5. 経過措置の背景

国で、個人情報の保護に関する法律の改正にあたり、個人情報保護制度の在り方について検討するため設置された、「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」における、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」（令和2年12月）に次のとおり示されている。

(4) 匿名加工情報の提供制度の導入

1. 行個法には平成28年の法改正により、非識別加工情報の提供制度が設けられた。地方公共団体の条例においても非識別加工情報の提供制度を設けることとした例も見られるが、現状まだごく少数にとどまる。
2. 「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮」するとの非識別加工情報の提供制度を設ける趣旨は、地方公共団体等が保有する個人情報についても基本的には及ぶものである。
3. しかし、既に制度を運用している国の行政機関等において事例の蓄積が乏しいことや、地方公共団体等において非識別加工に関する十分な知見を持った人材がないことなどから、非識別加工情報の提供制度の適正な運用の確保に対して懸念があるとの指摘がある。
4. 以上を考慮し、地方公共団体等についても、非識別加工情報（一元化後に「匿名加工情報」に統一）の提供制度について行個法と同等の規定を適用しつつ、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体等は任意で提案募集を実施することができるようにすることが適当である。
5. また、3. で述べたような課題を抱えている地方公共団体等において非識別加工情報の提供制度が円滑に実施されるためには、専門の見地からの支援を受けることができるようにする必要があると考えられるこ

	とから、非識別加工情報について加工基準を定め、制度運用について監視を行う個人情報保護委員会に対し、非識別加工情報に係る事務の実施にあたり必要な支援を求めることができることとすることが適当である。 (個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」(令和2年12月)より)
条例規定の必要性	不要
茅ヶ崎市における対応の方向性 (検討事項の結論)	<p>「検討事項1：行政機関等匿名加工情報制度の導入について」の結論</p> <p>法の「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮」する、との趣旨から、行政機関等匿名加工情報の提供制度を設ける意義については理解する。</p> <p>しかし、国がタスクフォースで示すよう、現状、地方公共団体において、行政機関等匿名加工情報の提供制度を設けている事例がごく少数であること、既に制度を運用している国の行政機関等において事例の蓄積が乏しいこと、地方公共団体等において匿名加工情報に関する十分な知見を持った人材がいなこと等から、法施行日である令和5年4月1日からの導入は行わないこととする。</p> <p>今後、県や政令指定都市における動向を注視しつつ、制度導入について事例等を参考にするなど、関係課かいと検討を行う。</p>

3. 比較対象条文

個人情報の保護に関する法律	<p>(定義) 第二条 ～略～</p> <p>6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。</p> <p>一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>(定義) 第六十条 ～略～</p> <p>3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。））、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。</p> <p>第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等 (行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等) 第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。</p> <p>2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。</p>
---------------	--

	<p>一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）</p> <p>二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。</p> <p>三 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>四 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。</p> <p>（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）</p> <p>第一百条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第一百条各号」とする。</p> <p>一 第一百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p> <p>二 第一百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地</p> <p>（提案の募集）</p> <p>第一百一十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。</p> <p>（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）</p> <p>第一百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。</p> <p>～略～</p> <p>附 則 抄</p> <p>（行政機関等匿名加工情報に関する経過措置）</p> <p>第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外</p>
--	--

	<p>の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第一百条及び第一百一十一条の規定の適用については、当分の間、第一百条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第一百一十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。</p>
茅ヶ崎市個人情報保護条例	該当規定なし